

1. 社会福祉を取り巻く情勢

2023年（令和5年）年5月に我が国における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行し、同年5月のWHOによる新型コロナ「緊急事態終了」宣言がなされたことなどにより、日本国内においても社会全体での活動をコロナ感染拡大以前の日常に戻そうという動きがいつそう加速してきました。

しかしながら冬季に入ってから国内では、季節性インフルエンザの大流行とともに新型コロナの感染拡大が懸念される状況が続いています。

一方で、2022年（令和4年）2月に始まったロシアのウクライナ侵攻の長期化以降、パレスチナ問題など、世界情勢の不安定要因は依然として高く厳しい状況で続いています。

また国内では、急激な人口減少社会の要因とされる少子化、高齢化・単身世帯化などの社会問題により、国内市場の縮小や財政危機、投資の縮小や労働力不足、地域格差の拡大などの諸課題はますます深刻度が増しています。

これらの社会問題と諸課題の影響を受け、地域社会では生活支援を必要とする住民の増加とともに、福祉ニーズの複雑化・多様化が急速に進んでいます。

人口減少の問題、とりわけ福祉現場における労働力不足、人材不足はいつそう深刻です。

また、就労人口の減少は、社会保障費のひっ迫など、大きな社会問題になると予測されています。

こうした社会福祉を取り巻く情勢のなかで、地域社会での社会福祉法人の果たす役割や期待はますます高まっています。

法人では昨年（令和5年）11月、地域福祉連携拠点「希望の家コミュニティプラザ」を逆瀬川に整備いたしました。

法人にとってもこの建物が、障害者の地域生活支援拠点の中核となる役割を担う相談支援事業として「コミセン希望」の強化を図るとともに、地域の福祉の連携拠点として「地域共生社会の実現」の一助に資することができるよう、これまで以上に社会福祉法人としての責務を果たして行くことが求められています。

2. 令和6年度重点事業

令和6年度は、次の項目を法人の重点事業として事業展開を図ります。

1. コミュニティプラザを核にした地域連携事業への取り組み

昨年逆瀬川伊子志に整備したコミュニティプラザを核にして、法人が取り組んでいる「中長期計画」（2021年から2025年）を基礎にして「地域共生社会の実現」に向けた役

割の一助として、地域住民やボランティア、民生・児童委員、福祉関係者や関係機関などとの連携を強化し、地域福祉の推進に努めます。

1. 地域福祉活動の推進事業

民生児童委員、当事者団体、地元自治会と連携し、福祉コミュニティの醸成に向け、既存の各種福祉的サロン活動等へ働きかけ、積極的に地域福祉活動を推進します。

また、コミュニティプラザ内の地域連携ルームや小会議室などのスペースや付帯設備等を、希望される地域の福祉団体やグループなどに提供し、地域福祉活動の推進を応援します。さらに、地元自治会と協働して近隣の独居・高齢者世帯構成員を対象とした地域福祉に係る各種講座等を開催いたします。

2. 音楽活動を通じた事業活動

マルチセッションルームとその設備を活用し、法人がこれまで20年間にわたり取り組んできた音楽療法を地域化するために、地域の音楽的ニーズに即して音楽療法の活動や健康づくりに貢献します。

また、近隣の独居高齢者、高齢世帯構成員等を対象に、近隣大学等と連携して良質な音楽との触れ合いの機会を提供いたします。

II. 相談支援業務拡充への取り組み

コミュニティプラザに設置する相談支援事業所「コミセン希望」で実施する従来の障害者対象の相談業務に加えて、本法人における障害者の地域生活支援拠点としての機能を果たすとともに、高齢者・子ども等の属性を越え、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

また、プラザ内に設置する各事業所の専門性を重層的・複合的に連携させ、子どもから大人までの「発達障害への支援業務」を一元的に実施するとともに、地域住民や関係団体・関係機関等からの地域での生活課題などに関する相談等についても横断的な相談体制を構築して、「断らない相談支援」の実現を目指します。

さらにまた、法人内の総合的相談窓口として種々のネットワークを活用するとともに、サービス利用を希望する市内の障害者への迅速な対応を職員一人ひとりが常に心がけて相談業務を担います。

III. 発達障害児者支援強化への取り組み

発達障害の可能性のある児童生徒の急増（「小中学生の8.8%が発達障害」：2022.12文科省調査結果）等に表される発達障害児への支援ニーズの高まりへの対応として、法人が実施している発達障害児者の事業所において「SST（ソーシャルスキル・トレーニング）療育」をさらに強化するとともに、放課後等デイサービスでのSST療育の促進に向け「保育所等訪問支援事業」をさらに推進して学校等での取り組みと理解促進についての強化を図ります。

IV. 重度障害者支援への取り組み

法人が設置する 3 つの障害者支援施設で長年にわたって取り組んできた重度障害者へ支援の取り組みをいっそう強化するとともに、利用者の加齢に伴う障害者支援区分の重度化や介護量の増加、介護方法・支援方法の多様化に迅速に対応できるよう、職員体制の強化として職員の増員、ロボットや IOT 機器の導入等の推進や医療ケアの充実に向け、グリーンホームクリニック、希望の家歯科診療所をはじめ市内外の医療機関との連携強化を進めてまいります。

また、重度障害者向けの介護技術の質の向上のための研修等への職員の参加を促進し、短期入所や緊急時の利用希望者の受入れなど、在宅の重度障害者への支援とサービスの充実に努めるとともに、「すこやか安心入所登録制度」、「緊急短期入所登録制度」の利用の促進により、地域の在宅障害者やそのご家族の期待と安心に応えてまいります。

そのうえで、本法人の 60 年以上にわたる障害福祉分野での活動実績を今後も維持継続することにより、「すこやか支援の最大化」を旨としてゆくこととし、「誰一人取り残さない支援」と「重度障害者に強い支援」のさらなる増進について、法人本部と施設・事業所が三位一体となって目指してまいります。

3. 社会福祉法人「希望の家」行動指針

(1) ESG 経営と SDG s の推進

① ESG を基本にした法人運営

第 1 期中長期計画に定めたとおり、「ESG」の環境・社会・統治の 3 つの要素を重視するとともに、長期的かつ持続的に ESG 経営を追求することにより、「短期的な成果のみならず、長期的かつ持続的な組織の価値を生む」という観点に根差した経営戦略を意識いたします。

② SDG s の推進

国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDG s)」に賛同し、持続可能な社会の実現に向けた積極的な取り組みを行っていきます。

(2) 利用者に対する基本姿勢

① 人権と主体性の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人と家族の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。

② サービスの質の向上

常に利用者の立場に立って個々のニーズに応じた質の高い適切な福祉サービスを提供します。また、サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

③ 地域との関係の継続

利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係を保持し、さらに促進されるように支援します。

④生活環境・利用環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を保障するため、利用者の生活環境・利用環境の維持および向上に努めます。

(3) 社会に対する基本姿勢

①地域における公益的な取組の推進

地域における「8050 問題」などの様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関との連携・協働を図り、公益的な取り組みを推進し社会的責任を果たします。また、地域福祉計画にも参画し、地域包括ケアの確立に取り組めます。

②信頼と協力を得るための情報発信

社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、社会からの信頼や協力が必要不可欠です。今「見える化」にとどまらない「見せる化」を推進し、社会の信頼と協力を得るために、積極的な情報発信に取り組めます。

(4) 福祉人材に対する基本姿勢

①トータルな人材マネジメントの推進

経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。

②人材の確保に向けた取組の強化

良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組めます。

③人材の定着に向けた取組の強化

福祉サービスの継続と発展のために、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を整えます。また、メンタルヘルス対策の推進、ワークライフバランスの実現を推進します。

④人材の育成

法人のめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組めます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組めます。

(5) マネジメントにおける基本姿勢

①組織統治（ガバナンス）の確立

国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。

②コンプライアンス(法令遵守)の徹底

社会福祉法など関係法令はもとより、個人情報取扱い、守秘義務に関する諸規程等、さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

③健全な財務規律の確立

公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。

④経営者としての役割

社会福祉法人の経営者として、リーダーシップを発揮し、「社会福祉法人行動指針」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して迅速に対応します。

4. 第1期中長期計画の骨子

I. 法人経営部門

「ESG 経営を法人運営の基本に」

II. 法人経営部門

「組織経営のガバナンスを強化する」

III. 法人経営部門・サービス提供部門

「福祉サービス充実と持続可能な経営」

IV. 法人経営部門

「地域社会に貢献する」

V. サービス提供部門

「地域での障害児・者への包括的な生活支援」

VI. 法人経営部門

「人材を大切に育成強化する」

5. 各施設・事業所の事業計画

各施設・事業所の事業計画

令和6年度の各施設・事業所の事業計画は以降に記載しています。

地域福祉連携拠点

希望の家コミュニティプラザ

(1) 運営方針

昨年 11 月に逆瀬川伊子志に整備した「希望の家コミュニティプラザ」は、逆瀬川地区で実施していた 6 つの事業所を一元化し一体的な運営を行い、それぞれの取り組みを定着・充実させ有機的な連携と効率的な事業運営によつての相乗効果により質の高いサービスの提供に努めます。

特に現行の相談機能を障害種別や高齢・児童等にかかわらず複雑化・複合化した地域生活課題等に関する相談を包括的に受け止め、縦割りの相談機能を横断的、重層的な相談支援体制の構築に向けた取り組みを行います。

また、法人として、福祉コミュニティ醸成や国が進める「地域共生社会の実現」の一助として、属性・世代を超えた住民同士が支え合い交流できる場や居場所の確保、その機会を生み出すコーディネートを行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目標とします。

(2) 重点的取り組み

1) 相談機能の充実・拡充

- ・地域住民の複雑化・複合化した福祉の支援ニーズに対応するために関係機関との連携のさらなる強化を図り縦割りの相談機能を横断的、重層的に対応できる相談支援を構築して実施することにより、地域の福祉課題の解決を図ります。
- ・地域にお住まいの住民の方々を対象とした、福祉に関する疑問や相談に応えることができる「地域の福祉なんでも相談」や「子どもなんでも相談」などの相談会の開催を検討します。

2) 地域活動の推進支援事業の実施

- ・民生児童委員や福祉活動団体等が実施する各種福祉的サロン活動等に働きかけ、地域の福祉活動を推進します。
- ・地元自治会と協働して、近隣の独居・高齢者世帯構成員を対象とした、防犯講座等の福祉講座を実施し、地域住民の住みやすい街づくりへの取り組みを検討します。
- ・コミュニティプラザ内の地域連携ルームや小会議室などのスペース、付帯設備等を、福祉活動での利用を希望される地域の団体やグループなどに活用頂き、それぞれの団体等が取り組む地域福祉活動の推進を応援します。
- ・近隣大学の大学院生と連携し、発達に特徴のある子どもに対しての学習支援（「きぼう教室」）を継続して実施していきます。

3) 音楽活動を通じた事業活動

- ・法人が長年実施してきた音楽活動の地域化を目指すために、音楽療法のさらなる展開を拡充いたします。地下一階に設置したマルチセッションルームとその設備を活用し、音楽を通して地域の方々の健康づくりや交流できる機会を創造します（演奏会やレクリエーションなどの実施）。
- ・近隣の独居高齢者、高齢世帯構成員等、地域住民を対象に、法人職員の音楽療法士を中心に、近隣大学等とも連携し、良質な音楽との触れ合いと癒しの場を提供することを目的とした事業の検討をします。
- ・障害を持っておられるお子様は地域の音楽教室に通い、レッスンを受けることが難しい事が多いため、近隣大学と協同で発達に特徴のある子どもに対して音楽に親しめる場の提供に向けた取り組みを検討致します。

(3) 地域の方を対象とした啓発活動

- ・地域生活支援拠点としての希望の家コミュニティプラザを地域住民の方に知って頂く機会を設けることができるような地域住民向けの行事を検討します。
- ・発達障害に関する知識を広め、地域の方へ障害に対する意識を広める活動を実施します。国連が定める「世界自閉症啓発デー」と、国が定める「発達障害啓発週間」に、ブルーアクションと題し、地域の方を対象とした啓発活動を実施します（4月1日～4月5日）。
- ・コミュニティプラザオープン1周年を記念した行事を実施し、各事業所の職員、利用者、地域住民誰でもが参加できるイベントを開催し、より地域の方に希望の家コミュニティプラザと障害について知って頂く機会の提供に努めます。

(4) 新たな事業の実施

- ・現存の事業を継続して実施しつつ、新たな事業の実施を検討します。
- ・「希望の家コミュニティプラザ新規事業検討委員会」において、新規事業の検討を重ね、既にコミュニティプラザ事業所利用者を対象としたレクリエーション活動や演奏会などを実施してきました。今後は、その活動を地域の方に向けて提供する機会を設けるために、地元自治会などとも協同し、地域の方との交流の場の提供について考えます。

障害者相談支援事業

コミセン希望 コミセン希望西谷 プラン希望

(1) 運営方針

誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らせる地域共生社会を目指し、障害の有無に関わらず、生きづらさを抱えている方、またそのご家族の相談に親切、丁寧に応じ、本人中心支援、意思決定支援を大事にエンパワメントしながら、一人一人の願う暮らしの実現を目指します。そのために必要な情報提供や助言、また関係機関との連絡調整、必要なサービスや人に繋ぐ等、具体的な支援を実施します。

(2) 今年度の重点課題

障害者相談支援事業の機能を拡充・発展させ、本法人における地域生活支援拠点等の総合窓口としての機能を強化するとともに、地域の複雑・複合化した支援ニーズの多様化や複合化に対応するため、関係機関と協議連携を強化することにより、包括的、重層的に対応できる相談支援事業所としての体制整備を行います。

また、相談支援員は障害者、高齢者、児童などのそれぞれの分野からの相談に対応するとともに、縦割りの福祉制度を横断的に俯瞰し、相談者に対して一元的・重層的に対応する「断らない相談」に努めます。

1. 相談支援の充実

①委託相談支援（コミセン希望 コミセン希望西谷）

・個別ケース支援

本人を中心とした生活・就労・対人関係等の相談を受け付け、必要な情報提供や家族支援、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、複合課題等、様々なケースに対応するために、関係機関と積極的に連携を図ります。

・地域活動への取り組み

制度で補えない居場所や活動を実現するために、関係機関や民生委員、まちづくり協議会、地域住民の方と協働し社会資源の情報収集や開発に努めます。

防災を含む地域課題についてはアウトリーチを行い、ハード面・ソフト面それぞれの強み・弱みを把握しながら住みやすい街づくりに向けた取り組みに努めます。

②特定相談支援・障害児相談支援（計画相談支援）（コミセン希望 プラン希望）

障害種別やケースの困難さに関係なく、計画相談を必要とする方に、柔軟、迅速に対応します。ライフステージ、家族の高齢化、病状や症状の変化など、多様に変化する課題に応じて、相談者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、相談者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、切れ目のない寄り添った支援を行います。

③地域移行支援（コミセン希望 プラン希望 コミセン希望西谷）

障害者入所施設、精神病院等から地域生活へ移行するために必要な住居や日中活動の確保、各種手続き、また家事、金銭管理、通院などの日常生活等の相談に応じ、必要な支援に繋がっていきます。

施設や病院での生活が長期化し、自信や力を失った利用者へは、体験、学習、ピアとの出会い等の機会を提供し、地域で安心して過ごせるようにしていきます。

④地域定着支援（コミセン希望 コミセン希望西谷）

施設・病院からの対処、退院、家族との同居から一人暮らしに移行し、急激な生活環境の変化がある方に対し、安心、安定した地域生活ができるよう、24時間の連絡体制を確保し、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。

2. 相談支援の質の向上

地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの担い手として、高齢や児童等、他分野との連携を積極的に行い、さらに福祉政策の流れや、8050問題・家族丸ごと支援等の社会情勢を意識し、重層的・横断的な支援に取り組みます。また行動障害、学習障害、依存症、不登校、自殺、LGB等、複雑化・多様化した支援のニーズに包括的に対応できるよう、制度の理解、資源等の情報共有、また後進の育成、研修に積極的に参加し、相談スキル・知識・人格向上に努めます。

3. 宝塚市障害者自立支援協議会への参加

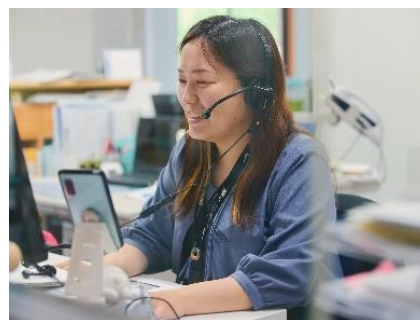
宝塚市自立支援協議会に参画し、市内の関係機関と顔の見える関係づくりやネットワークづくりを進めます。また、地域住民や当事者の声を吸い上げ、自立支援協議会の場で行政機関、地域の関係団体と協議し、地域課題の解決および誰もが街づくりに参加できる取り組みを行います。

4. 地域生活支援拠点等の役割

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて希望の家の3障害者支援施設への緊急時受入れ（希望の家すこやか安心入所登録制度、緊急時短期入所登録制度）等地域生活支援拠点等についての法人事業所の総合窓口としての役割を担います。



コミセンで実施している女性サロン風景



電話による相談

障害者支援施設

希望の家グリーンホーム

(1) 運営方針

法人の行動指針のもとに、施設利用者一人一人が生きがいや幸せ（幸福）向上に向け、意志や要望を尊重した個別支援計画の作成、質の高いサービスの提供等を行い、施設で自立した生活を営むことを支援します。

サービス提供に当っては、ISO9001:2015 版の「希望の家品質マニュアル」に沿った運営を行い、継続的改善によるサービス向上を目指します。

また、新たな入所（短期入所含む）に当たっても、「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」を基本に対応します。

(2) 日中介護事業

1) 日中支援の充実

- ・利用者の高齢化、障害の重度化に伴う残存機能低下や疾病、医的ケアの対象者増加を踏まえ、一人一人の状態に沿った日中活動や支援を提供します。また、医師、看護師、理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士などの連携により個々の生活充実に向けた取り組みを行います。
- ・生きがい対策として、利用者の語りの場の創造や、若手職員による利用者の要望を具現化した利用者参加型行事の開催、施設行事や新たなサークル活動の実施、音楽療法士によるコンサート等、楽しく潤いのある生活の場を創造します。
- ・フレイル対策として、遊歩道の散歩等屋外で体を動かす機会を拡充します。

2) 個別支援計画等による達成率の向上等

- ・利用者の個別支援計画作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重や意思決定の支援判断能力等について丁寧なアセスメントと本人の思い、要望を反映したものとし、中間評価や終了評価での達成率の向上を目指します。また、年2回の満足度調査や嗜好調査においても、満足度の向上に向けた支援に加え、評価の低い項目の改善に取り組めます。

3) 健康管理と栄養マネジメントの充実強化

- ・利用者の重度化と平均年齢が60歳を超える状況で、体調変化への対応や医的ケアの必要な方が多く、常に、医師、看護師、生活支援員等による健康状態についての観察を行い健康維持に努めます。また、利用者の体調の急変等の場合は、必要に応じて協力医療機関等への通院等を行います。
- ・定期的な健康診断や専門職（医師・看護師）による健康チェック等で疾病や異常の早期発見、早期対応を行います。
- ・施設医師・看護師による利用者の体調変化への早期対応・健康管理のみならず、心療内科医による精神的な安定の確保のほか、皮膚科医による褥瘡予防を含めた皮膚の健康維持、歯科医師の口腔内診察および指導のもと、口腔衛生管理に努め

健康を維持します。

- ・利用者個々に応じた栄養ケア計画を作成し、安心して快適な食事介助のほか、自助具などによる自立摂取、管理栄養士や言語聴覚士による食事形態の見直し等を行い栄養バランスの配慮や満足度の高い食事の提供を行います。

4) ICTの更なる活用

- ・看護における検温血圧測定等についての自動記録ソフト導入やインカム、iPad、自動体位交換型4モーターベッド導入等、ICTを効果的に利用することにより利用者対応の時間を創出します。

(3) 施設入所支援の強化

- ・施設生活の夜間における介護として、排せつ、食事等の介助の支援、就寝及び起床の介助、水分補給、体位交換、生活相談、その他日常生活上の介助や支援を適切に行い、安心・安全な生活が可能となるよう職員配置を充実し、多様なサービスを提供します。
- ・施設内のWi-fi環境を整備し、積極的に見守りセンサーを導入し、利用者の就寝時の安全確保と負担軽減を推進します。

(4) 短期入所事業の強化

1) 緊急短期入所

- ・従来の短期入所事業に加え、「8050問題」による緊急時短期入所事業にも積極的に取り組むため、「緊急時短期入所事前登録制度」を推進します。

2) 送迎サービスの実施

- ・短期入所支援における要望に応えるべく自宅と施設間の送迎を行います。

3) 「希望の家すこやか安心入所登録制度」の案内・普及

- ・地域共生社会の実現に資するべく「希望の家すこやか安心入所登録制度」について案内・普及することにより、地域の在宅で暮らす重度障害者のご家族の安心な生活を支援いたします。

(5) 地域移行に関する意思の確認

- ・社会情勢の変化にともない、地域移行や施設外の日中サービス利用に関する利用者のニーズを把握するため、意向を確認するための担当者を選任し、希望に沿った支援を提供します。

(6) 施設の改善及び維持管理

- ・築後24年が経過し、設備関係の老朽化や不具合による改修・補修が各所に顕在してきているため、その都度、必要な措置を取ります。特に、水回り設備・配管関係等の設備については計画的に更新を行います。

(7) 地域交流

- ・地域共生社会の実現及び福祉の啓発活動として、小・中・高校生との交流会をはじめ、地元老人会・子供会・民生委員等、地域の方々との交流を図ります。
- ・地域と災害時の訓練等を実施し、地域における緊急時の体制を強化します。
- ・従来から実施している「盆踊り大会」や「合同運動会」などを通して、利用者とボランティア、地域住民等との交流を促進します。
- ・ふれあいホールの開放、施設の設備使用、備品等施設が有する社会資源を地域住民へ提供、貸し出しを行い、地域に根差した施設を旨とします。



合同運動会で風さやかさんの応援



盆踊り大会

障害者支援施設

希望の家サンホーム

(1) 運営方針

法人の行動指針のもとに、施設利用者一人ひとりが生きがいや幸せ（幸福）向上に向け、意志や要望を尊重した個別支援計画の作成、質の高いサービスの提供等を行い、施設で自立した生活を営むことを支援します。

サービス提供に当っては、ISO9001:2015 版の「希望の家品質マニュアル」に沿った運営を行い、継続的改善によるサービス向上を目指します。

また、新たな入所（短期入所含む）の際にも、「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」を基本に対応します。

(2) 日中介護事業

1) 日中支援の充実

- ・利用者の高齢化、障害の重度化に対応するため、介護技術の研修を推進するとともに、一人ひとりの状態に沿った日中活動や支援を提供します。
- ・生きがい対策として、若手職員の提案を取り入れた少人数制のサークルを開催します。また、心身のリフレッシュを目的に、買い物ツアーや外食を伴う外出行事を実施し、潤いのある生活を提供します。
- ・利用者が取り組んでいる創作活動（手芸やビーズ作品など）の作品販売について、様々なバザーなどを通じて販売促進を図ります。

2) 個別支援計画による達成率の向上

- ・利用者や家族の意向を尊重した、丁寧なアセスメントを実施します。個別支援計画検討会議には、利用者の自己決定の尊重や、意思決定の支援、判断能力等について、本人の思いや要望を十分に反映した計画を作成し、達成率の向上を目指します。

3) 健康維持と栄養マネジメントの充実

- ・利用者の 28%が 70 歳を超えており、重度障害者の高齢化が顕著に進んでおります。また、平均年齢も 62.2 歳であることから、日々の嚥下状況や食事摂取量をはじめ、定期的な栄養スクリーニングにより、健康状態を常に把握し健康維持に努めます。また、利用者の体調等の急変等の場合は、必要に応じて協力医療機関等への通院を行います。
- ・昨年度より業務委託契約を新たに締結した給食会社と、施設管理栄養士がコミュニケーションを深め、満足度の高い食事の提供に努めます。また、個別の栄養ケア計画に沿って、栄養面からも健康維持をサポートします。
- ・重度障害者の高齢化に伴う持病の進行や新たな疾患に対し、嘱託医師との密な連携により、早期発見、早期対応を行います。

4) ICTの活用

- ・ Bluetooth 対応の非接触型体温計や脈拍計によるバイタル測定や、タブレット端末を活用したケース記録の入力、眠リスクシートの設置など、ICT 機器を活用して職員の負担軽減と、職員の利用者への直接支援の時間を創出します。

(3) 施設入所支援の強化

- ・ 『すこやか支援の最大化』 実現に向け、短期入所や緊急利用希望者の受け入れなど、在宅の重度障害者を対象としたサービスを充実させるとともに、「すこやか安心入所登録制度」、「緊急短期入所登録制度」を促進します。
- ・ 夜間においては、眠リスクシートの有効活用と見守り支援により、安心・安全な睡眠時間を提供します。
- ・ 利用に関する問い合わせや施設見学の際には、心を込めて丁寧に対応することで、関係者から信頼頂けるよう努めます。

(4) 地域移行に関する意思の確認

- ・ 社会情勢の変化にともない、地域移行や施設外の日中サービス利用に関する利用者のニーズを把握するため、意向を確認するための担当者を選任し、希望に沿った支援を提供します。

(5) 施設の改善及び老朽化対策

- ・ 施設開所後 36 年が経過し、入浴用給湯ボイラーの老朽化が顕著にみられます。環境に配慮したガス式ボイラーへの交換を早急に検討するとともに、各種設備に不具合が発生した場合を想定し、必要に応じて利用者の生活に支障をきたすことのないよう迅速に対応します。
- ・ ノーリフトケアのさらなる推進を図る中で、リクライニングベッドや介護リフトの導入など、利用者個々の A D L 状況に最適な環境を整備します。
- ・ 利用者の高齢化及び重度化への対策として、リハビリを行います。

(6) 地域交流

- ・ 「災害時総合支援協定」に基づき、地域の方々と災害時における支援の強化を図ります。
- ・ 地域の方々をお招きして開催する交流行事や、地域に出かける行事を通じて、老人会・子ども会・民生・児童委員協議会など、たくさんの地域の方々と幅広く交流を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。



ハンドベルコンサート



日向ぼっこしながら言語聴覚訓練

障害者支援施設

希望の家ワークセンター

(1) 運営方針

法人の行動指針のもとに、施設利用者一人ひとりが生きがいや幸せ（幸福）向上にむけ、意志や要望を尊重した個別支援計画の作成、質の高いサービスの提供等を行い、施設で自立した生活を営むことを支援します。

サービス提供にあたっては、ISO9001:2015 版の「希望の家品質マニュアル」に沿った運営を行い、継続的改善によるサービス向上をめざします。

また、新たな入所（短期入所含む）の際にも、「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」を基本に対応します。

(2) 日中介護事業

1) 日中支援の充実

- ・利用者の意向を反映した生きがいに寄与できる生産活動と、創意工夫を凝らした創作活動のプログラムの提供を強化します。また、利用者の重度化・高齢化が進むなか、専門職、支援員が連携・協働しながら個々の ADL や障害特性に応じた生活支援や身体介護を実施し、安全で安心した生活が送れるよう支援します。
- ・看護師と連携し各個人に適したリハビリ強化を図り残存機能の維持に努めます。
- ・現場のニーズを把握したうえで利用者および保護者に寄り添った支援を行い、「すこやか支援の最大化」を目指してより質の高いサービスの提供に努めます。

2) 個別支援計画等による達成率の向上

- ・利用者や家族の意向を尊重し丁寧なヒアリングのうえ、利用者の自己決定の尊重や、意思決定の支援、判断能力等について個別支援計画を作成し、セル相談支援方式による一人ひとりに適した支援を行うとともに計画の目標達成に努めます。
- ・年 2 回の満足度調査を実施し、調査の統計と分析により本人等の希望に沿った継続的なサービスを提供します。

3) 健康管理と栄養マネジメントの充実強化

- ・平均年齢が 60 歳を超え利用者の高齢化が進む中で、看護師定数増の体制で嘱託医や医療機関と連携を密にし、利用者の健康増進および疾病予防に努めます。
また、利用者の体調の急変等の場合は、必要に応じて協力医療機関等への通院等を行います。
- ・管理栄養士による定期的な健康管理と栄養マネジメントを行います。また、利用者の食事形態について定期的に見直しを行い、安全で美味しい食事を提供します。

4) ICT のさらなる活用

- ・ICT の導入と活用を推進し、効果的にインカムやタブレット端末を利用した介護記録ソフトを活用することで職員の業務効率化を図ります。

(3) 施設入所支援の強化

- ・夜間及び休日等における必要な介護支援として、入浴、排せつ、食事介助、眠前薬の与薬、その他の日常生支援を行い、また眠りスキンの活用により安全で安心して就寝していただけるよう支援します。

(4) 短期入所事業の強化および通所事業の拡充

1) 緊急短期入所

- ・従来の短期入所事業に加え、「8050 問題」による緊急時短期入所事業にも積極的に取り組むため、緊急時短期入所事前登録制度を推進します。

2) 短期入所および通所事業の拡充

- ・地域の在宅障害者に対し日中活動メニューを周知し、また送迎支援を行うことにより利用者の充足に向けて努力致します。

3) 「すこやか安心入所登録制度」の案内・普及

- ・短期入所の積極的な受け入れを行うとともに、「8050 問題」を見据えて、地域共生社会の実現に資するべく「すこやか安心入所登録制度」について案内・普及することにより、地域の在宅重度障害者の安心な生活を支援いたします。

(5) 地域移行に関する意思の確認

- ・社会情勢の変化にともない、地域移行や施設外の日中サービス利用に関する利用者のニーズを把握するため、意向を確認するための担当者を選任し、希望に沿った支援を提供します。

(6) 施設の改善及び維持管理

- ・築後 20 年が経過し、設備関係の老朽化や不具合による改修・補修が各所に顕在してきているため、その都度必要な措置を取ります。

(7) 地域交流・地域貢献等の事業展開

1) 地域貢献事業の実施

- ・法人の地域貢献事業として、今年度で 18 回目を迎える「健康福祉アカデミー宝塚」を開講し、地域の福祉力の向上、福祉人材育成に努めます。
- ・市の委託による生活困窮家庭児童および法人独自に実施している地元小学生に対する学習支援事業を実施します。また、宝塚市内で行われている「トライやるウィーク」において地元中学生の受け入れを行います。

2) 地域防災活動への参画

- ・近隣の福祉施設や自治会等と協働し、地域防災活動を行います。



手話コーラスの練習風景



創作活動風景

ひょうご発達障害者支援センター

クローバー 宝塚ランチ

(1) 運営方針

阪神北圏域を対象とした発達障害児・者支援の広域的かつ専門的な機関として、高い専門性に基づく相談支援を行うとともに、市町の支援者へのコンサルテーション・研修を積極的に実施することで、地域の支援体制づくりを進めます。

(2) 今年度の重点的取り組み

1) 発達障害児・者への相談支援

- ・ご本人やご家族の困り事について、丁寧な聞き取りを行い、改善に向けた検討や助言を継続的に行います。
- ・二次支援機関として、ひきこもり、行動上の問題や触法問題等の対応困難なケースについて、市町の関係機関と連携をとりながら支援を行い、地域の新たな福祉ニーズを明らかにしていきます。

2) 発達障害者のご本人やご家族に向けた専門的プログラムの実施

- ・高校生年代を対象に、興味関心のある事柄を通して主体的な行動を促すことを目的とした余暇活動支援を行います。
- ・関係機関やご本人・ご家族の要請に応じて、当事者向けのストレスや感情調整プログラム、また家族支援プログラムを実施します。

3) 各関係機関のニーズに応じたコンサルテーション及びペアレント・トレーニング等のプログラム実施者の養成

- ・市町のニーズに応じて、関係機関を定期的に訪問する「巡回コンサルテーション」を実施し、支援の難しいケース等への対応助言を行います。
- ・発達障害のある子を持つ家族が、お住いの地域でペアレント・トレーニングを受けられるよう、支援者を対象としたコンサルテーションに努めます。

4) 研修及び発達障害児者への普及啓発活動

- ・市町の相談支援従事者の初任者向け研修と経験者向けステップアップ研修を継続的に実施します。
- ・一般市民に向けて発達障害の理解を深めるための講座を実施します。
- ・地域の方々に自閉症をはじめとする発達障害について身近に知っていただくため、利用者による作品展示や自閉症啓発ビデオの上映会を実施します（世界自閉症啓発デー）。



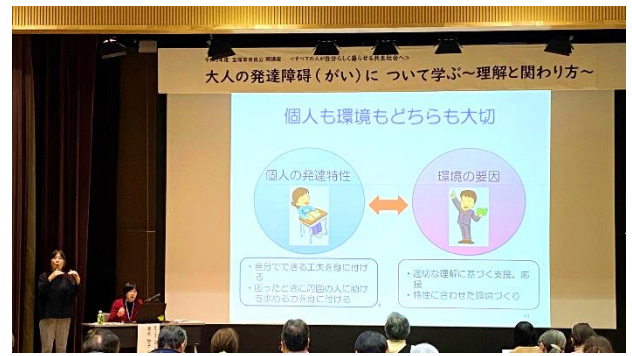
★相談支援者対象の巡回コンサルテーションの様子



★高校生年代対象の余暇活動支援「鉄道撮影会」



★支援者向け基礎研修
「発達障害のある方の相談支援にあたる支援者研修会」



★普及啓発活動
一般市民を対象とした講座の様子

障害児通所支援事業

きぼうっこのぞみ

(1) 運営方針

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援事業）として、発達年齢や特性に合わせ、専門スタッフによるきめ細やかな療育を行い、達成感、自己肯定感を高められるように充実させた支援、事業展開を図ります。

(2) 特色ある発達支援の実施

1) 個別療育、集団療育の実施

児童一人ひとりに合わせて、人との関わり方やコミュニケーション、日常生活の動作スキル、集団生活への参加などの活動を通して社会性を身に付けられるように支援します。また、年長児中心に SST を取り入れ、就学に向けて支援します。

2) 言語療法の実施

言語聴覚士の指導のもと、絵カードや文字等、それぞれの児童に伝わりやすい手段を用い、ことばの理解を高め、発語を促すなどのアプローチを行います。

3) 音楽療法の実施

音楽療法士の指導のもと、様々な楽器に触れリズムや音に合わせて楽器表現や身体運動を行い、音楽を通して他者との関わりにアプローチします。

4) 運動療法の実施

動作模倣を中心に運動器具を用いたジャンプ、バランス、走行等の粗大運動、協調運動を行い、体を大きく動かし身体的な発達にアプローチします。

(3) きめ細やかな療育と保護者への丁寧な対応

1) 療育の質の向上

個別支援計画を基に、より質の高い療育の提供を図ります。職員の療育指導スキルの向上のために、スタッフトレーニングの実施や療育の打ち合わせ・振り返りを丁寧に行い、療育指導スキルを磨きます。また、常に専門的知識の向上を図ります。

2)ペアレントトレーニング（家庭療育支援講座）の実施

保護者の子どもとの適切な関わり方についての学習の重要性を伝えるとともに、養育期の正しい療育を推進するために、職員のトレーナー（講師）としてのスキルの向上を目指します。また、講座終了後もフォローアップ講座を実施し、家庭での児童との関わりなどについて保護者への支援を図ります。

3) 丁寧な保護者対応

児童の状況や保護者満足度調査、保護者面談、相談などに丁寧に対応し、サービスと保護者満足度の向上を図ります。寄せられた意見を真摯に受け止め、

より理解して頂けるように、職員の相談技術を向上させる努力を続けます。

また、保護者会など保護者同士が相談しあえる交流の場を増やし、日々の子育ての悩みや就学について共有できる場を提供します。

4) リスク管理の強化

起こり得るリスク（個人情報取扱い、防災関係、事故・ニアミス、感染症対策など）を予測し、職員間で情報共有を行い、マニュアルも活用しながら安心できる事業所運営が出来るように努めます。

(4) 社会連携の強化

各関係機関と連携し、発達障害の特性を理解し、療育を実施する中で子どもへの統一した対応をすることが出来るように、情報共有と連携を図ります。

「希望の家コミュニティプラザ」において、「地域共生社会の実現」を目指し、地域の中で発達障害児が過ごしやすい環境を作るために、事業所と地域とが連携し協力できる体制を整えながら交流を深めます。また、子育てに不安のある地域の保護者が気軽に相談できるよう、マルチセッションルームなどを活用し、地域の方も参加出来る機会を設け、取り組んでいきます。

(5) 切れ目のない支援提供

1) 児童発達支援から放課後等デイサービス支援へのスムーズな移行

療育を必要とするきぼうっこのぞみ利用者の中で、希望された方がスムーズに放課後等デイサービス事業（きぼうっこ逆瀬川、きぼうっこ山本）へ移行できるように調整を行います。

2) 放課後等デイサービスとの連携

現在、きぼうっこのぞみを利用されている児童の情報を、適切・スムーズに放課後等デイサービスと共有し、継続して必要な支援提供出来るよう連携を図ります。



個別療育の課題に取り組まれている様子



集団療育で絵本の読み聞かせの様子

障害児通所支援事業

きぼうっこ逆瀬川

(1) 運営方針

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、放課後等デイサービスでは、SST療育（ソーシャル・スキル・トレーニング）、運動療法、療育相談などを実施します。保育所等訪問支援では、発達障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な支援を実施します。

専門スタッフによるきめ細やかな療育を行い、成功体験を重ねて自己肯定感を高められるよう質の高い療育を旨とします。

(2) 特色ある発達支援の実施

1) SST療育の実施（放課後等デイサービス）

小集団によるSST療育（ソーシャル・スキル・トレーニング）を実施します。心理担当職員を配置し、専門的支援の充実に図ります。

2) 運動療法の実施（放課後等デイサービス）

楽しんで体を動かしながら、社会性が育つよう支援します。また、体幹を鍛えることも目標にします。

(3) きめ細やかな療育と保護者への丁寧な対応

1) 療育の質の向上

応用行動分析（ABA）を活用し、児童の不適切な行動を減らし、適切な行動を増やしていきます。子どもの行動目標を数値化し、データ収集を行います。療育の振り返りとして、定期的にTIPS（チーム主導型問題解決モデル）ミーティングを実施し、支援方法の課題の抽出と改善が継続的に実施できるように取り組みます。

2) 丁寧な保護者対応

定期的な保護者面談（年に3回）とは別に、希望される保護者の相談支援を実施します。子育てに関する不安や、学校への不信感を抱く保護者からの相談に応じることができるように、職員の相談支援技術の向上を図ります。

3) リスク管理

起こり得るリスク（個人情報取扱い、防災関係、事故・ニアミス、感染症対策など）を予測し、職員間で情報共有を行い、様々なリスクに対応し、各種マニュアルを活用し、安心して安全な事業所運営ができるように努めます。

(4) 社会連携の強化

発達障害の特性を理解し、療育を実施する中で、子どもへの統一した対応をすることができるように、各関係機関と情報共有、連携を図ります。

「希望の家コミュニティプラザ」において、地域共生社会の実現に向け、発達障害児のさらなる理解を深め、地域の中で発達障害児が過ごしやすい環境を作るために、地域と協働していく支援体制を整えながら交流を深めます。また、子育てに不安のある地域の保護者が気軽に相談できる場所になるよう、地域の子育て世代が気軽に参加できるイベントを企画し、多くの方に参加していただけるように働きかけます。

(5) 切れ目のない支援提供

1) 児童発達支援事業から放課後等デイサービス事業へのスムーズな移行

放課後等デイサービス事業への移行を希望するきぼうっこのぞみ年長児全員を案内できるよう対策を講じます。

2) 発達年齢に応じた支援提供

ソーシャル・スキルを段階に分け、発達年齢に応じた練習を実施します。低学年は、ソーシャル・スキルの基礎、中学年・高学年は、ソーシャル・スキルの応用を繰り返し練習し、中学生以上は、習得したソーシャル・スキルの復習を実践的に行います。

(6) 訪問支援の実施（保育所等訪問）

事業所で実施している SST 療育で習得したスキルの般化を目指します。月に 1~2 回、訪問支援員が児童の所属する学校を訪問し、授業を見学し、児童の様子を観察します。事業所内で練習した効果が最大限に発揮できるように、保護者や学校の先生と積極的に情報共有を行い、支援方法の統一を図ります。発達障害を抱える児童が、地域の集団の場で安心して過ごすことができるように、家庭と学校と事業所の連携の強化に努めます。効果的なデータの収集方法を検討し、エビデンスに基づいた支援を実施します。必要とされる方に、適切な支援が提供できるよう保育所等訪問支援の充実を図ります。



SST 療育の様子



運動療法の様子

障害児通所支援事業

きぼうっこ山本

(1) 運営方針

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、放課後等デイサービスでは、SST療育（ソーシャル・スキル・トレーニング）、音楽療法、学習支援、療育相談などを実施します。保育所等訪問支援では、発達障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な支援を実施します。

専門スタッフによるきめ細やかな療育を行い、成功体験を重ねて自己肯定感を高められるよう質の高い療育を旨とします。

(2) 特色ある発達支援の実施

1) SST療育の実施（放課後等デイサービス）

小集団によるSST療育（ソーシャル・スキル・トレーニング）を実施します。心理担当職員を配置し、専門的支援の充実に努めます。

2) 音楽療法の実施（放課後等デイサービス）

音楽療法士の指導のもと、音楽を通じて社会性が育つよう支援します。

3) 学習支援の実施（放課後等デイサービス）

保護者の聞き取りをもとに、児童の学習の遅れや苦手な分野をサポートします。

(3) きめ細やかな療育と保護者への丁寧な対応

1) 療育の質の向上

TIPS（チーム主導型問題解決モデル）ミーティングを活用し、支援方法の課題の抽出と改善が継続的に実施できるように取り組みます。

2) 丁寧な保護者対応

児童の状況や保護者満足度調査、保護者面談、相談などに丁寧に対応し、サービスと保護者満足度の向上を図ります。

3) リスク管理

起こり得るリスク（個人情報取扱い、防災関係、事故・ニアミス、感染症対策など）を予測し、職員間で情報共有を行い、様々なリスクに対応し、各種マニュアルを活用し、安心して安全な事業所運営ができるように努めます。

(4) 社会連携の強化

1) 発達障害の特性理解

発達障害の特性を理解し、療育を実施する中で、児童への統一した対応をすることができるように、各関係機関と情報共有、連携を図ります。

2) 地域との連携

発達障害児へのさらなる理解を深め、地域の中で発達障害児が過ごしやすい環境を作るために、地域と協力していく体制を整えながら交流を深めます。

(5) 切れ目のない支援提供

1) 児童発達支援事業から放課後等デイサービス事業へのスムーズな移行

放課後等デイサービス事業への移行を希望するきぼうっこのぞみの年長児全員を案内できるような対策を講じます。

2) 発達年齢に応じた支援提供

ソーシャル・スキルを段階に分け、発達年齢に応じた練習を実施します。低学年児は、ソーシャル・スキルの基礎、中学年・高学年児は、ソーシャル・スキルの応用を繰り返し練習し、中学生以上は、習得したソーシャル・スキルの復習を実践的に行います。

(6) 訪問支援の実施（保育所等訪問）

事業所で実施している SST 療育で習得したスキルの般化を目指します。月に 1~2 回、訪問支援員が児童の所属する学校を訪問し、授業を見学し、児童の様子を観察します。事業所内で練習した効果が最大限に発揮できるように、保護者や学校の先生と積極的に情報共有を行い、支援方法の統一を図ります。発達障害を抱える児童が、地域の集団の場で安心して過ごすことができるように、家庭と学校と事業所の連携の強化に努めます。効果的なデータの収集方法を検討し、エビデンスに基づいた支援を実施します。必要とされる方に、適切な支援が提供できるよう保育所等訪問支援の充実を図ります。



SST 療育の様子



自由遊びの様子

就労継続支援事業

ジョブサポート希望

(1) 運営方針

ジョブサポート希望（JOB）は就労継続支援 A 型と B 型を運営する多機能型事業を展開します。令和 6 年度は法人の重点項目である、地域共生社会の実現に向け、個々の障害特性に応じたきめ細やかな支援を通じ、利用者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう支援します。また、生産活動では一般就労に向けた請負作業や農福連携により利用者が農業分野で活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現できる様に取り組めます。

(2) 就労支援サービス

1) きめ細やかなサービスの提供

精神障害、発達障害にみられる様々な特性への理解や知識を深め、利用者が毎日通いたくなるよう事業所の環境を整えるとともに、個別支援計画に基づいたきめ細やかなサービスを提供します。

2) 豊富な生産活動メニューの提供

一人ひとりの特性を考慮した生産活動を提供することで、様々な技術や知識を身につけ、意欲の向上を目指します。

- ① 農作業 a) チンゲン菜・小松菜の温室栽培 b) 露地での学校給食用食材（玉ねぎ・じゃがいも等）の栽培 c) 高収益作物（黒大豆枝豆等）の栽培
- ② 請負作業 a) 施設屋内外の清掃及び除草作業 b) 利用者衣類の洗濯や乾燥等 c) 寺院の通路の清掃やゴミ回収 d) 簡易作業 e) バザーなどの販売作業
- ③ 西谷名産の桑茶製造販売にわたる請負作業
- ④ 自主生産品 黒枝豆茶の改良及び販売
- ⑤ 印刷作業 行政機関の封筒印刷等

3) 一般就労・社会参加に向けた取り組み

- ・ 基本的な労働習慣（通勤・基礎体力・集団の中での基本能力など）の向上を図るとともに、日常生活の相談や個別面談を行いながら、一人一人に合った就労を目指します。特に、労働力不足の分野での就労促進に向けて取り組みを検討します。
- ・ ハローワークや企業など関係機関と連携し、職員が企業訪問や面談のバックアップをするなど就労に向けた支援を提供します。
- ・ 地域での自立した日常生活や社会生活に向けた支援に加え、A 型へのステップアップや一般就労に向けた支援の充実を図ります。

4) 生産活動収入の安定化に向けた取り組み

安定した工賃の支給に向けて、寺院や公共施設を始め、地元の高齢者世帯等の

清掃・草刈り・剪定作業など、年間を通じて携わることが出来るよう取り組むとともに、新たな企業とのつながりを強化し、昨年同様に新規作業の獲得を旨とする事で、工賃の向上を図ります。

(3) 生活支援サービス

- ・利用開始時から定期的に個別面談を行い、個別支援計画作成やモニタリング、また個人的な悩みなどを聞きながら支援を行います。
- ・利用者の個々の状況を把握し、金銭管理や食事、その他生活に関する必要なアドバイスを適宜行うなど、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

(4) 健康管理サービス

日々変化する利用者の心身の状況や健康状態に留意し、健全な生活が送れるよう健康診断や予防接種等の対策を実施するだけでなく、精神面に対するフォローを強化することで日常生活を楽しく過ごせるよう支援を行います。

(5) 西谷地域との交流

1) 地域貢献への取り組み

地元自治会連合会等と連携し、空き家や独居老人・障害者宅の植栽管理作業や、宝塚自然の家などの公共施設及びJA管理地等の草刈り作業など、積極的に取り組むことで地域との交流や発展に寄与します。

2) 農福連携の推進

- ・地元玉瀬営農組合や近隣農家の方々と連携を図り、安心安全で収益力のある野菜作りに取り組みます。
- ・地元農家と共同による大規模な畑地を確保し、近隣農家の協力のもと一貫した農作物の生産・加工を行うことで、農福連携をより一層推進し収益向上を目指します。

3) 地域交流

- ・地元の自治会等との共同草刈作業や、クリスマス会等を通じての交流を行います。



屋外作業



地元の方とのクリスマス交流会

就労継続支援事業

就労継続支援 B 型 J C C 希望

(1) 運営方針

JCC 希望（JCC）は、令和 5 年 11 月に希望の家コミュニティプラザの建設に伴い、ジョブサポート希望から独立し、就労継続支援 B 型事業として単独で事業展開しています。JCC 希望では、法人の行動指針のもとに、地域共生社会の実現に向け、個々の障害特性に応じたきめ細やかな支援を通じ、利用者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう支援します。また、生産活動や一般就労に向けた支援の提供などを通じて、法人の掲げる地域共生社会の実現を目指した事業運営を旨とします。

(2) 就労支援サービス

1) きめ細やかなサービスの提供

精神障害、発達障害など様々な障害特性への理解や知識を深め、利用者個々に応じた対応が出来るように、個々に合わせた個別支援計画に基づいたきめ細やかなサービスを提供します。利用者が毎日通いたくなるような事業所となるよう環境を整え、利用者それぞれの状況に応じた対応が出来るように全職員協力していきます。

2) 豊富な生産活動メニューの提供

一人ひとりの特性を考慮した生産活動を提供することで、様々な技術や知識を身につけ、意欲の向上を目指します。

① 請負作業 a) 簡易作業 b) 軽作業

② 施設屋内外の清掃及び除草作業 a) 行政機関等の庭や花壇の清掃
b) 散水作業 c) 空き缶回収作業

③ 洗濯業務 a) 施設外事業所の洗濯

3) 一般就労・社会参加に向けた取り組み

- ・就労移行に重点を置いた支援のコースを設け、生産活動以外にも、就労を目指した様々なプログラム（マナー講座など）や S S T（ソーシャル・スキル・トレーニング）を提供します。
- ・作業と並行して就労に向けた様々なプログラムに参加して頂く中で、環境づくりや心身の状況を、就労に向けての意欲へと繋げていきます。
- ・ハローワークや企業など関係機関と連携し、職員が企業訪問や面談のバックアップをするなど就労に向けた支援を提供します。
- ・就労後も企業や関係機関と連携し、継続して就労することが出来るようにフォローします。
- ・地域での自立した日常生活や社会生活に向けた支援に加え、一般就労に向けた支援の充実を図ります。



清掃作業の様子



作業中の様子



プログラムの様子

4) 生産活動収入の安定化に向けた取り組み

安定した工賃の支給に向けて、寺院や公共施設の清掃・散水作業、施設の清掃作業など、年間を通じて携わることが出来る活動に取り組めます。

5) 障害者の就労移行の向上

企業との繋がりを深め、実習先・就職先の拡充を図ることで、障害者就労移行率向上に向けた働きかけを行います。就労移行後も企業訪問などを実施し、きめ細やかなフォローアップを行います。

(2) 生活支援サービス

- ・プログラムの中でSST(ソーシャル・スキル・トレーニング)を取り入れ、働くルールやマナー、知識及び能力の向上に必要な訓練を行い、地域で就労や社会生活が営めるよう支援します。
- ・利用者の個々の状況を把握し、金銭管理や食事、生活習慣、その他必要なアドバイスを適宜行い、きめ細やかなサービスの提供に努めます。
- ・地域で単身生活する利用者、グループホームの利用者に必要な情報提供や助言、相談、連絡調整等を行い継続して事業所に通所出来るように支援します。

(3) 健康管理サービス

日々変化する利用者の心身の状況や健康状態に留意し、健全な生活が送れるよう健康診断や抗原検査、予防接種等の対策を実施するだけでなく、精神面に対するフォローを強化することで日常生活を楽しく過ごせるよう支援を行います。

生活習慣の見直しなどの健康管理について一緒に考える機会を持ち、安定した日常生活を送るための基本を利用者と一緒に考えていきます。

(4) 地域との交流

地元自治会や民生・児童委員など地域の方との様々な交流を図り、法人の掲げる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

地域活動支援センター

ひなた（陽）

(1) 運営方針

自宅に引きこもるなど、居場所が無く孤立しがちな発達障害や精神障害のある方々が安心して過ごせる場所の提供を行い、社会生活や日常生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動等の機会の提供及び社会との交流を図ります。

(2) 特色ある支援の実施

1) 生産活動の提供

- ・ 部品の組み立て作業や、紙垂折り作業、箱折り作業など作業所等への移行準備としての作業訓練を通し、集中力の向上を目指します。
受注可能な作業は積極的に受け入れを検討し、様々な種類の作業を経験できるよう環境を整えます。

2) 講座の提供

- ・ 外部講師を招いたタッチケアやアロマセラピーの講座をはじめ、生活技術訓練（ボタン付け等）、マナー講座（郵便物の宛名書き等）を実施し、自立に向けて支援します。手話、手芸講座、音楽鑑賞等、毎月様々な講座を提供し、興味の幅を広げて頂きます。また、活動の幅を広げられるように、近隣散策等で地域の資源やサービスを知る機会を取り入れます。外部講師の講座については、コミュニティプラザ内の別の事業所とも共有して充実した講座の開催の検討を重ねます。

3) SST療育（ソーシャル・スキル・トレーニング）

- ・ 「頼み方」「断り方」など人と関わる際に必要な技術のテーマを決め、ロールプレイを交えながら実践練習し、対人スキルの向上を目指します。
ひとりでも多くの利用者が参加できる機会を持てるように、実施方法を検討します。

(3) 社会参加へ向けた支援

1) 外出行事の実施

- ・ 集団というルールがある状況の下で行動することで、社会的なマナーを身に付ける機会として外出行事を提供し、社会参加を促進します。協調性を持って行動すること、公共施設にはルールがあり、それに従事する必要性があることを、活動を通して学びます。また、様々な場所に他者と出かける機会を

通してコミュニケーションを取るなど経験を積み、日々の生活に楽しさを感じられる経験を積んで頂けるよう、実施を検討します。

2) 地域のイベントへの参加

- ・福祉事業所の合同説明会などの参加、コミュニティプラザ内でのイベントへの参加を促します。マルチセッションルームを活用し、コンサートなどのイベントを定期的で開催することで、事業所内外の人たちと交流する機会に繋がります。近隣でのイベントについてはコミュニティプラザ内でも随時共有し、情報提供を行います。

3) 事業所との連携、情報提供

- ・コミュニティプラザ内の各事業所との情報共有、支援の方向性についての確認等、随時連携に努めます。相談支援事業所との連携、計画相談についての説明に力を入れるとともに、JCC への見学体験会を実施します。

4) 個別目標の確認

- ・個人面談を実施し、個別支援計画書を通して各々の目標や課題について確認を行います。目標に添った支援を行うために、適切な情報提供を行い、サービスを選択して頂けるよう努めます。

(4) 通過施設としての役割を担う

- 1) B型やA型等への通過施設という本来の目的の達成を目ざし、事業所への通所を通して他者や社会との関わりを経験して頂けるよう努めます。コミュニティプラザに6つの事業所が一元的に配置されたことにより、各事業所と随時連携を取るとともに、見学や体験に対応します。特に JCC 希望との連携をいっそう強化します。見学会や体験会を企画し、ステップアップへのきっかけへと繋がるよう支援します。

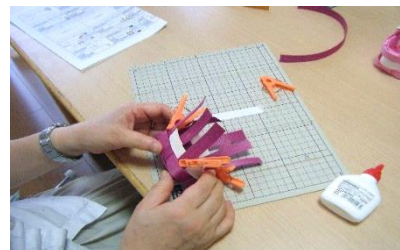
(5) 社会貢献への取り組み

1) 地域連携事業への取組

これまで、「8050 問題」などと重なる問題の中の、引きこもりへの支援について検討を行ってきました。コミュニティプラザ内において、音楽や作品展などを通して地域と交流する機会を作るなど、様々な形で地域と繋がる場の提供を検討します。さらに対面、物や場所を通じた交流など、事業所でできる可能性について検討し、地域共生社会の実現を目ざします。



タッチケア講座（外部講師）



手芸講座（クラフト用紙工作）